

# 教育勅語の形式

文學博士 紀平正美

私は今度當財團法人明治聖德記念學會の懇囑に應じ、それにふさはしいと思ふ、明治天皇御聖徳のあらはれの一たる教育勅語に就いて御話致すことにしました。しかし之に關する材料は多少持つて居りますれど、何分多忙のため十分整理するに違あらざりしことと、又簡潔を主とするため、往々敬語を省くの己むなきこと等は、諸君の推察宥恕を仰くのである。

私は前に或學校に於て教育勅語を基としての國民道德を講せし時、大に感せしことありしことも、亦私を驅りて此題にて御話する一動機ともならしめたのである。

大學に「物有本末事有終始知所先後則近道矣」とある、私は此の論理形式を「始があるから終がある、然し其始めを始めたらしむるものは終りである」といふ語にてあらはしてゐる。又「神は始也終也之を實現する者は我也」ともして居ます。明治聖帝の御人格は圓滿完美であらせられるが、それは我建國の精神に始めを置いて終りであり、同時に其御人格によつて建國の精神が一層明になつたのである。即ち如何に狭く見るも聖帝の御人格は明治歴史の結晶、否な寧ろ日本それ自身と同体におはしました。茲

に最も正當な意義にて「自然的」といふ事が云はれ得る、即ち何等人爲的のものが無い。此「自然的」といふ内に實に我が國體の精華がある。而して其教育勅語も亦斯論理的表現に外ならぬのである。末句の意義からして始めの句へ還らなければならぬ、全一的の表現である。然し先づ始めから述べなければならぬ。

勅語の冒頭第一「朕<sup>○</sup>惟<sup>○</sup>フニ<sup>○</sup>」の一句に絶對的の力があることを考へなければならぬ。此の「朕」の一字の内には陛下御自身のみならず歴代の皇祖祖宗并に臣民の三者を皆包含したものである。而て此の包攝力は最後の句によつて始めて完了せられるのである。近世哲學の開祖とも云ふべきデカルト (Descartes) は「我は考ふ、故に我は有り」として考へるといふ自己の力意識に我の存在を認め、次でスピノザ (Spinoza) は其考へる働を數學的の思考として、其思考力によつて從來基督教が神を我以外に置いたのを排して之を我の中に完全に取り込んで、それにより數學的の自然科學に基礎を置いた。それと同様に我勅語の「朕」は道徳的の人格力として、即ち忠孝一本の國體精華を其中に含めてある。故に我等が之に對しては最早佛敎の南無といふ外に他の辭を見出せぬのである。

次に「爾<sup>○</sup>臣<sup>○</sup>民<sup>○</sup>」と仰せありて先づ臣民を其「朕」の内より投げ出し且つ呼びかけ給へるのは、其自己を開展せしめ給ひしものであつて、下文の徳目を叙説し給ふ働きである。故に臣民は下文に「扶<sup>○</sup>翼<sup>○</sup>スベシ<sup>○</sup>」とあるに對照し、右徳目に歸依し且つ之を實行するの力となつて居る。

次に始めには忠孝の順序であり後に列擧せられた場合に「父母ニ孝ニ」に始まり「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」に終れる孝忠の順序を拜觀しても、亦深き大御心の存し給へるを拜察する。即ち佛教には四恩中に第一に父母の恩を談じ、特に儒教に於ては復た之を力説する。然るに我邦の識者は君恩を最先にすべきを論じた。一体此勸語の忠孝を解するには封建時代の觀念を以つてのみすべからず、更に遡りて神代に到り我建國精神に就きて考へなくてはならぬ、即ち其精神とは晴明心の表明に外ならぬ、玆には語の最も根本的なる意義に於て忠が先に來るべきである。之を要するに我邦に於て、論理上大体上より言へば忠を先にすべきと、實行的徳目的より云へば孝を先にすべきものたることが明にせられてあるとすべきである。

次に「之ヲ古今ニ通シテ謬ラズ、之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」とあるは無條件に吾人は「斯ノ道」を「遵守スベキ」もので、他に途なく且つ必要必須のものであることを御垂示に相成つたのである。彼のカントの哲學を祖述せるフイテの「行の哲學」に於て、無條件命法より出る純粹行爲の高位を主張して、大体の精神から云へば天親菩薩の云うた「よく自利する故に利他するが是即ち菩薩道」として、其利他を開いて知慧、慈悲、方便の三心とした事に一致する。而て曇鸞大師は此方便を、正直を方といひ、己を外にするを便といふ様に解釋した。此は實に興味のあることで、英國の功利説の歴史的發展と合一する。ベンザムは極端な自利より出發して、「最多數の最大幸福」を理想としたが、それを論理的ならしむ

るため、ジョン、スチュアルト、ミルの人間の本性即ち社會性へ訴へ、最後にシデイウ井ツク氏は功利的關係を成り立たしむるに、合理的自愛即ち知慧と慈悲と公正この三心を説いたのである。從て英國に於ては功利説を外とし、菩薩道を内にせるが故に、今日も猶ほ其の大をなせるものと云ひ得る。思想史上菩薩道が西洋に於て出て來たのはカントが始めてであらう。彼は思へらく、己を向上發展せしむるは獨り己れに於てのみよくせらる、即ち純一無雜なる無上條件的命法に従ふが最高の善である。此の最高善の考へから彼は英國の功利説を打破せんがため、そを以て條件付の道德で、未だ道德的眞義にあらずとした。即ち彼は經驗的の要素即ち條件を去る爲めに、道德の眞義は形式に止まり無内容なりとした。然し其の爲めにカントの論理説は形式主義なりと攻撃せられて居る、果して形式主義であるか否かは更に議論を要することであるが、若し彼のものを無内容と云ふ者あらば、我勅語の無條件的性質は、「斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ、子孫臣民ノ俱ニ遵守スベキ所、之ヲ古今ニ通シテ謬ラズ、之ヲ中外ニ施シテ悖ラズ」と仰せらるゝ所、十分に内容が入つてゐる、即ちカントの無條件的命法に内容を入れたものが、我が教育勅語であると言ひ得る。

最早「朕」といふ絶對的の立場は終らされた、大道の宣布はすんだのである。故に次に「是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラズ、又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」と宣せ給ふ場合には最早一個の「朕」なくして、こゝには「皇祖皇宗」と「爾祖先」とのみが取り殘されてゐるのである。斯く

て天皇としての一人格は天上より降られて我々と同様としての一格があるのみである。其故に最後に、「朕爾臣民ト俱ニ眷々服膺シテ、咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」と仰せられてある。

佛教に於ては佛の三身即ち法身報身、及び應身の三位一体があり、基督教に於ては天父、神子、及び精靈の三位一体があるが如く、我々の人格にも等しく三位一体がある。即ち大我としての我と、個人我としての我と、「人格の力」としての我とである。其の内第三の歴史を通して流るゝ人格の力は精靈として永久に存在する。是れが我邦に於ては古來偉人を神祇として祭らるゝ所のものである。阿彌陀佛の三位一体に於て報心佛は即ち南無阿彌陀佛の大信大行其れ自らであるが、それに無量光や無量壽の義を有する如く、かゝる歴史を通して流る人格の力は自然に外に流露して無限の生命と光明とを一切の人に與ふるのである。之を要するに日本の皇祖皇宗歷代三千餘年の御積徳の一人格としての發露であらせられる明治天皇は、天皇として大道を宣し給ふには法としてあらはれ給へる一位である。しかし同時に亦他面に於て個人即ち單に人間としてあらはれ給へる点に於ては、我々臣民と同様にて生死に支配せられ因果律に従ひ給ふのである。——しかし皇祖皇宗の神胤におはします關係よりして、即ち御血統上獨り我皇國の帝位に即き給ふ權利を有し給へることは勿論で、こは決して他の臣民に許さるべきものではないが——。彼の行幸の際電車等々を停むるものは天皇旗で、天皇個人の御力にあらざるべきはこれが爲めである。されば茲には陛下が普通の臣民と同格になり給へて「爾臣民ト俱ニ」云々と仰せ遊はされたの

である。即ち此には自利のはたらきを顯はし、同時に是によりて他利即ち億兆臣民を救ひ給はんどの、利他の大本願を陳べ給ふたのである。而て此の教育勅語は南無阿彌陀佛に相當する精靈であり報身であり、命であり光である。斯の如くにして此御勅語の中には三身三位併に其合一の意が完全に含まれて居るのである。

それで始めに云へるが如く此最後の句は即ち之によつて天皇が一切を己の内に包攝して無限の力を有し給ふ首項と相照應して始めて其眞意躍如たるものあるを覺える。希臘の先哲ソクラテスか「汝自らを知れ」との思想を祖述せしフラトーンか、彼の觀念界を組織して終に理想的國家の組織を説かねばならなかつたのは、恰も大學に「大學之道在明明徳、在親民、在止於至善」とあるに暗合する。而してその「汝自らを知れ」の語の日神アポローの神殿に掲げられたは最もふさはしいことで、眞に其所を得たものである。蓋し自己の明徳を明にし、次にこれを以て其國家中の人民を親しくせしめ、人我融合以て至善即ち其最高理想に達するに至るべきを言つたのである。又フラトーンは極力叫んだ「哲學者が君主とならずんば人民の幸福得て期す可からず」この有名なる語中の哲學者といふ意味は、決して當時勢力を有つてゐた詭辯論者（即ち知識の所有者）の意味でなくフラトーンから始まる哲學者の本義即愛知者の意味にて解すべきである。而て勅語の末句はまさに此の哲學者の意味に符合して居る。彼の佛王ルイ十四世が平權隆盛の極に達して、既に急轉直下の危機に臨み民權思想の暗流激甚に氣つかすして、「朕は國家

なり」と傲語せしも東の間であつて、此時代思想に逆行する叛逆者に對する制裁として革命起り、不幸なる彼の子孫や其皇后は罪なくして斷頭場上の露と消ゆるとともに、歐州に於ける君主神權説の迹を絶つた。而して純真清淨なるフラトーンPlatonの理想は又即ち獨逸の哲學者ヘーゲルHegelの頭に上りしも、眞に完全に之を實現したるものは無かつた。誠に眞に之に當る者は獨り古往今來我日東帝國に明り天皇あらせられたのみである。我天皇の御位を西洋諸國のもので律してはならぬ。

斯の如く我教育勅語は印度の法ダルマ、支那の道、及希臘のロゴスLogosの思想を實際歴史的に包含した所のものである。即ち是我皇國の道たると同時に世界的真理であるのである。換言すれば是は我國民道徳たると同時に又世界的倫理である。要するに今日の倫理學は國民道徳の序論であるから、前者を以て後者を律すべからざること、猶ほ我神道の根本義を以て宗教一般を批判すべきも、西洋人の云ふ抽象的なる宗教一般を以て神道を批判し能はざる如きものである。然るに味者察せず、世間往々之に反する者あるは、眞に本末輕重を識別する能はざるのであると謂ふべきであらう。

此要領筆記は恐ろしく簡單になつたので、眞意の了解に困難せられるであらうが、  
多忙で書き直す暇がないから其儘にして置く。  
(講讀者附記)

故門脇重綾の宮内大臣を経て明治天皇に奉りし意見書

今上 聖徳に渡らせ給ひ賢臣御輔佐し奉るに依り千載の昔に立歸り有かたき 御代と天下の萬民垂泣して仰き奉り候 此上はひたすら御學問を廣く遊ばし 天祖より 列聖の御成蹟 御代々々の治亂興廢をよくく明らめ座しく 夫より漢土聖人の道な治め給ひ外國の事をもしるしめされ候て萬世の御基業を開かせ給ふ御事乍恐方今の御事業におほしまして誠に千載復古の御大業に候得ば行末遠き御事にて去年今年の間治まり候天下は易きものとはゆめく 思召かけさせ給ふましし歟奉候候されば死に角御政事に念せ給はず 聖慮をゆるやかに未遠く思召候て日夜怠り座しまさぬ事こそ萬民の願ひ奉る事にて候又御學問さても和歌や詩文などの瑣細なる事を深く好まざ給ふましく候なり 皇帝の御學問と申すは天下を治萬民を撫で給ふ道と伺ひ奉候 武藝も玉體を運動座しますまでの御事にて御弓御馬などの外砲などは奉る人候ともゆめく御用ひさせ給ふましく候武藝は武臣の仕ふる事にて是も 帝王の武は天下を鎮め外國に輝く道を御尋遊ばされ候こそ眞の武道と奉申へく候 されば文武とも天下を治め給ふ 帝道にもとつかせ座しまして 聖徳をみか、せ給ふ御事かき奉候文武の道暗ませ座します事なご御座候ては中々なる御妨ともなるへき事出来可申候學問も武道も好事となり候ては末々にても物のやくにはた、ぬ事にて御座候 況んや 萬乗の尊に座しますをや 文武の好事はさらなり服御に至るまで御物すきはいかにも 聖慮をさ、め座しましたく奉存候 近き頃は上も下も西洋の器物を好み候習ひにて卑しく汚き物まで何物たるをしらす取扱ひ候事にて心ある人は彈爪仕候事に御座候 玉座のあたりきさ致したる洋物を進め奉る人候とも必御退けさせ給ひたく候 借又御一新に依り舊弊舊弊と申候て 何事も簡易にする事はいかにもよろしき事にて候へとも動もすれば 皇國の體裁にかゝる事なきにしもあらず 衣帯は最も大切なる事にて候とこ近き頃公家の人に羽織袴にて末々の藩士の風する人もあり甚しきは軍服を名として胡服を着け兵隊士卒の眞似する人も御座候かよふの風儀自然と 御覽しなれさせ座しまして簡易簡易と申より 玉體を輕々しくせさせ給ひ候ようの御事なご座しましては大なる 聖徳の御そ、なひとも相成可申候なり乍去餘り尊大に過させ給ひて下々の苦支をもしろし召さぬようにてはいはゆる舊弊にて候へは能々 聖慮を垂させ座しますへき御事と奉候候何支も 天祖 列聖の御賢に遵はせ給ひ舊弊は御除き遊ばされ 御遺訓は御改め座しまさぬ方にて 御孝道御政道共にかげさせ給ふ事なく 聖徳日に新に座します御事と天下の萬民奉御事におほしまし候 あなかしく